

過労死防止学会第9回大会・共通論題

2023年9月10日 [報告要旨]

地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究報告書の概要

吉川 徹

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
過労死等防止調査研究センター 統括研究員

【はじめに】独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター（以下「過労死センター」という。）は、平成28年度より総務省「地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究事業」を請け負い、調査研究・分析を実施し取りまとめ総務省に納品している。本共通論題では、総務省から公開されている同調査研究事業の令和4年度の報告書の要旨を報告する。

【調査研究の目的・背景】我が国において過労死等が大きな社会問題となっている。地方公務員における過労死等の防止対策を検討するためには、過労死等として公務災害認定された事案（以下「公務災害認定事案」という。）について調査研究し、その実態の解明を行う必要がある。そこで過労死センターは過労死等の公務災害認定事案の実態を明らかにすることを目的として調査研究・分析を実施した。

【調査研究の方法】過労死防止法第8条第1項及び過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和3年7月30日閣議決定。以下「大綱」という。）に基づく調査研究として、平成22年1月から令和3年3月まで（約11年）の期間における過労死等として公務災害認定された事案を収集し分析を行った。過労死等の公務災害認定事案に係るデータベースの構築にあたっては、2つのリソースを利用した。1つは、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室（以下「主管室」という。）から提供を受けた平成22年1月から令和2年3月まで（約10年）の公務災害認定事案に係るデータベース（「令和3年度地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」において主管室に納入された成果物、以下「既存データベース」という。）であり、もう1つは地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）が保有する令和2年4月から令和3年3月までに公務上と判断された計82件（脳・心臓疾患事案22件、精神疾患・自殺事案60件）に関する公務災害認定理由書、裁決書、判決文及び関連資料（以下「公務災害認定理由書等」という。）である。なお、公務災害認定理由書等については、主管室が基金に対してデータ提供を依頼し、これを受けて基金が主管室に提供したものを過労死センターが受領した。

分析対象は、既存データベースと新たに入手した公務災害認定理由書等の情報を合わせた計550件（脳・心臓疾患事案204件、精神疾患・自殺事案346件）であり、これらの被災者の個人属性、被災傷病名、職種、発症前概ね6か月間の時間外勤務時間、強度の精神

的又は肉体的過重性が認められる職務従事状況等の負荷要因等についてデータベース化し、脳・心臓疾患事案及び精神疾患・自殺事案について基本集計、クロス集計を中心とした分析を行った。なお、本研究は、労働安全衛生総合研究所の研究倫理審査委員会の審査を受け承認を得たうえで実施した（通知番号 2022N03）。

【結果及び考察】

（１）脳・心臓疾患事案：

対象期間中の脳・心臓疾患による公務災害認定事案 204 件（うち死亡事案 76 件（37.3%））のうち、男性が 173 件（84.8%）を占め、女性が 31 件（15.2%）と男性が 8 割以上を占めた。発症時年齢別にみると、男女総数では、40～49 歳と 50～59 歳で事案全体の約 7 割（153 件、75.0%）を占めた。

決定時疾患名では、心・血管疾患は 74 件（36.3%）、脳血管疾患は 130 件（63.7%）、であり、心・血管疾患は心筋梗塞 25 件（12.3%）、心停止（心臓性突然死を含む。）19 件（9.3%）、重症の不整脈（心室細動等）15 件（7.4%）、大動脈瘤破裂（解離性大動脈瘤を含む。）10 件（4.9%）、狭心症 4 件（2.0%）、肺塞栓症 1 件（0.5%）であった。脳血管疾患は、脳出血 50 件（24.5%）、くも膜下出血 47 件（23.0%）、脳梗塞（脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞）33 件（16.2%）であり、高血圧性脳症の事案はなかった。

職員区分別にみると、「義務教育学校職員」67 件（32.8%）、「その他の職員（一般職員等）」61 件（29.9%）、「警察職員」36 件（17.6%）、「義務教育学校職員以外の教育職員」29 件（14.2%）、「消防職員」10 件（4.9%）、「電気・ガス・水道事業職員」1 件（0.5%）であった。「運輸事業職員」、「清掃事業職員」、「船員」の事案はなかった。

過重性が認められた職務従事状況等では、『異常な出来事・突発的事態に遭遇』が 18 件（8.8%）、また、『日常の職務に比較して特に過重な職務に従事（長時間労働）』が 178 件（87.3%）であり、その時期は発症前 6 か月間が 122 件（59.8%）、発症前 1 か月間が 119 件（58.3%）、発症前 1 週間が 36 件（17.6%）であった。また、『強度の精神的、肉体的過重性が認められる職務従事状況』のうち『精神的緊張を伴う職務』が 68 件（33.3%）、『その他』（休日勤務や連続勤務などが該当）に分類されたものは 46 件（22.5%）であった。

（２）精神疾患（自殺を含む）事案：

対象期間中の精神疾患・自殺による公務災害の認定事案 346 件（うち自殺事案 107 件（30.9%））のうち、男性は全体の約 6 割（217 件、62.7%）を占め、女性は約 4 割（129 件、37.3%）であった。このうち自殺事案に限れば男性は 9 割（98 件、91.6%）を占めていた。発症時年齢別にみると、男女総数では 40～49 歳が全事案数の約 3 割（105 件、30.3%）を占め最も多かった。

決定時疾患名では、男性は「気分[感情]障害（F3）」130 件（59.9%）が、女性は「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害（F4）」83 件（64.3%）が多かった。自殺事案に限れば男女総数で「その他」の疾患（12 件、11.2%）を除いた全事案（95 件、88.8%）が「気分[感情]障害（F3）」で公務災害認定されていた。

職員区分別にみると、「その他の職員（一般職員等）」174 件（50.3%）、「義務教育学校職員」58 件（16.8%）、「義務教育学校職員以外の教育職員」41 件（11.8%）、「消防職員」34 件（9.8%）、「警察職員」27 件（7.8%）、「電気・ガス・水道事業職員」6 件（1.7%）、「運輸事業職員」と「清掃事業職員」がそれぞれ 3 件（0.9%）であり、「船員」の事案はなかった。

精神疾患（自殺を含む）の原因と判断された業務負荷では、男性は『仕事の質・量』のうち『仕事の量（勤務時間の長さ）』（100 件、46.1%）、女性は『異常な出来事への遭遇』（45 件、34.9%）に該当した事案が最も多かった。

また、職員区分により業務負荷とされた出来事への該当状況は異なっていた。件数が最も多かった「その他の職員（一般職員等）」では、『仕事の質・量』のうち『仕事の量（勤務時間の長さ）』に該当した事案が多く（73 件、42.0%）、「義務教育学校職員」では『住民等との公務上での関係』（25 件、43.1%）、「消防職員」では『対人関係等の職場環境』が 17 件（50.0%）、「義務教育学校職員以外の教育職員」では『仕事の量（勤務時間の長さ）』（15 件、36.6%）が多かった。

【今後の課題】地方公務員の過労死等として公務災害認定された事案には、公務に特徴的な被災状況がみられたものがあった。例えば、脳・心臓疾患事案では消防職員を除き『日常の職務に比較して特に過重な職務に従事（長時間労働）』がその大半を占め、精神疾患・自殺事案では「その他の職員（一般職員等）」の『仕事の量（勤務時間の長さ）』や「義務教育学校職員」の『住民等との公務上での関係』などが多かった。今後さらに掘り下げた事案分析を行うことで、過労死等防止対策に有用な知見を得ることも可能となると考えられる。

※上記報告書の本文は総務省の HP で確認できます。

○過労死等防止対策に関する調査研究について

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/anzen_koumu.html

○令和 4 年度地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究報告書

https://www.soumu.go.jp/main_content/000882262.pdf

[2023-08-19 版]